資料1

議会から知事への申し入れ書への対応

福島県知事　佐藤　雄平　様

「新しい福島県総合計画」策定にあたっての意見

平成２１年１０月２日

福島県議会議長　　佐藤　憲保

現在、県では、次世代へつなぐ３０年程度先の将来を展望しながら、急激な情勢の変化に時機に応じて柔軟な対応を可能にする計画期間５年の新たな総合計画の策定作業を進めている。

この新たな総合計画は、人口の減少や高齢化の急速な進行、食料・エネルギー問題の顕在化、環境問題の深刻化、さらには、世界的な景気低迷など、社会経済情勢が急激な変化を見せる中で、将来を見据えた確かな県政の基本的方向を示す意味からも、よりその重要性は増している。

このため、県議会は新たな総合計画の策定に対し、ふくしまの未来を共に考え議会の意思を積極的に伝えて行くことは極めて大切なことであるとの考えの下に、本年５月２５日に「新しい福島県総合計画」調査検討委員会を設置し、福島県総合計画審議会における計画案策定作業と並行して集中的な調査検討を重ねてきた。

その審議を通じて、「新しい福島県総合計画」に反映させるべき意見の多くは中間整理案に反映されたところであるが、さらに、今後策定される予定の最終計画案に対して、県議会として反映させるべき意見を取りまとめたところである。

議会としては、これらの意見を議会の総意としたところであり、ついては、県当局においては、次の事項に留意のうえ、積極的に対応されるよう申し入れる。

〈最終計画案において対応を求める意見〉

１ 基本目標について

基本目標は、３０年後の福島県が目指す姿（大きな目標）と５年の計画期間において目指す目標を、県民に分かりやすく、心を一つに取り組めるような、明確でインパクトのある表現を持って示すべきである。

２ 将来推計値と重点施策について

(1) 将来人口や経済見通しに代表される総合計画の基礎をなす数値については、県民が納得できる明確な根拠を示すべきである。

(2) ５年後に向けてどのような県にしたいのかが県民に伝わるよう、特筆した重点施策に数値目標を設定しながら明示すべきである。

(3) 各種の重点施策における「指標」についても、目標の達成度合いが県民に端的に感じ取れるものを設定すべきである。

３ 生活圏の捉え方について

「７つの生活圏」の考え方については、本県の地域計画の推進を図る上で、当面、堅持すべき大切な考え方とされているが、一方で、圏境の行政課題に関しては、より柔軟な対応が必要となっている。

このため、３０年先の将来展望においては、生活実態に即した生活圏づくりを進める中で、「７つの生活圏」を「固定するものではない」旨の柔軟な姿勢を示すべきである。

議会から知事への申し入れへの対応

県議会の意見	計画における修正案	
1　基本目標について 基本目標は、３０年後の福島県が目指す姿（大きな目標）と５年の計画期間において目指す目標を、県民に分かりやすく、心を一つに取り組めるような、明確でインパクトのある表現をもって示すべきである。	「基本目標」については、３０年程度先を展望して県と県民が共有できる目標をキャッチフレーズ的に示す。 その上で、「第４章　政策分野別の重点施策」において、政策分野別に目指すべき５年後のふくしまのイメージをできる限り具体的に記載するようにする。	資料４ 資料５
2　将来推計値と重点施策について (1)　将来人口や経済見通しに代表される総合計画の基礎をなす数値については、県民が納得できる明確な根拠を示すべきである。	人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計値と現状を踏まえた修正値以上のものは提示しがたいため、それをさらに分かりやすくできるよう検討する。 経済見通しについては、主な産業（農業、製造業等）の生産額を示しながら、県内総生産額を第１～３次産業別についても試算することとする。	資料３
(2)　５年後に向けてどのような県にしたいのかが県民に伝わるよう、特筆した重点施策に数値目標を設定しながら明示すべきである。	礎（人と地域）及び３つの柱（活力、安全・安心、思いやり）の体系を横断した観点で、県が当面特に重点的に取り組むべき課題に対応した重点施策を「重点プログラム」として取りまとめる。	資料７
(3)　各種の重点施策における「指標」についても、目標の達成度合いが県民に端的に感じ取れるものを設定すべきである。	指標は、各重点施策に対応し、その達成具合が端的に分かるものを選定し、また、その中でも特に重要なものを「代表指標」として抜き出すことにより、県民に対して分かりやすいものとなるようにする。	資料６
3　生活圏の捉え方について 「７つの生活圏」の考え方については、本県の地域計画の推進を図る上で、当面、堅持すべき大切な考え方とされているが、一方で、圏境の行政課題に関しては、より柔軟な対応が必要となっている。 このため、３０年先の将来展望においては、生活実態に即した生活圏づくりを進める中で、「７つの生活圏」を「固定するものではない」旨の柔軟な姿勢を示すべきである。	「第３章　ふくしまの基本方向」における表現を以下のように修正する（＿＿部を追加。）。 「・・・今後、交通体系、情報通信基盤の整備等により県民の生活圏はますます広域化、重層化することが想定され、これにより生活圏の範囲が変化することも考えられるものの、当面は、以下の七つの生活圏の特徴を生かした地域づくりを進めます。」	資料８